

TEPCO

動力プラン

令和元年10月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

動力プラン

1 対象となるお客さま

電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、動力（電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。）を使用され、当該一般送配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以東〕を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 料金その他の供給条件の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この契約種別の料金その他の供給条件（以下「料金表」といいます。）を変更することがあります。この場合、変更後の料金表の実施期日以後の料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、変更後の料金表の実施期日以後の料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) 当社は、この料金表を変更する場合、変更後の料金表の実施期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の料金表の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 契約電力

- (1) 契約電力とは、契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (2) 契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、この料金表による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、この料金表による電気の需給契約の申込みの際の契約電力を基準として定めます。

なお、契約電力の単位は、1キロワットといたします。ただし、お客さまと当社との協議が整った場合は、契約電力を0.5キロワットとすることがあります。

4 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ 冬 季

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

ハ そ の 他 季

夏季および冬季以外の期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

ロ オフピーク時間

毎日午前7時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。

ハ 夜間時間

ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー

一発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が需給約款別表2 (燃料費調整) (1)ロ(イ)によって算定される場合は、需給約款別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が需給約款別表2 (燃料費調整) (1)ロ(ロ)によって算定される場合は、需給約款別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,065円90銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別および時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ピーク時間、オフピーク時間、夜間時間共通

	夏季料金	冬季料金 その他季料金
1キロワット時につき	17円37銭	15円80銭

6 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節別および時間帯別に、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間 (ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。)において合計した値と

し、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

7 契 約 期 間

契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。ただし、当社は、この契約種別を終了する場合、契約終了の6ヶ月前までにあらかじめお客さまにお知らせのうえ、契約を終了することがあります。

また、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

8 そ の 他

- (1) お客さまが変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。この場合の免れた金額は、この料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

- (2) お客さまが負荷設備を取り替えまたは取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で当該負荷設備を取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款31（解約等）(1)に準じて需給契約を解約することがあります。

- (3) 料金適用開始の日以降1年目の日までは、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (4) その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率については、5（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 基 本 料 金

契約電力1キロワットにつき	1,046円52銭
---------------	-----------

(2) 電 力 量 料 金

	夏 季 料 金	冬 季 料 金 その他季料金
1 キロワット時につき	17円06銭	15円51銭

3 料金表の変更にかかわる取扱い

2（料金その他の供給条件の変更）(1)、(2)および(3)は、附則1（実施期日）にかかわらず、令和2年3月31日までの間、次のとおりといたします。

(1) 当社は、この契約種別の料金その他の供給条件（以下「料金表」といい

ます。)を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。